

【宛先】

部内各課（室）長 様  
各県土整備事務所長 様  
鳥取港湾事務所長 様  
各総合事務所長 様  
西部総合事務所日野振興センター所長 様

【発信者】

県土整備部長

【題名】

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等の解釈」等について（通知）

【本文】

このことについて、令和2年2月28日付けで国土交通省土地・建設産業局建設業課長から別添のとおり通知がありました。

については、県土整備部発注工事等においても下記のとおりとしますので、適切に対応してください。

記

- 1 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受注者が工事又は業務の一時中止や工期又は履行期間の延長（以下「工事等の一時中止等」という。）を申し出ることができる場合には、工事従事者又は業務従事者の子どもの発熱や子どもが通う学校の休校等に伴い、工事従事者又は業務従事者が子どもの面倒を見る必要が生じた結果、工事等の一時中止等を行う必要がある場合を含むものとする。
- 2 完成又は完了の通知を受けた工事又は業務について工事等の一時中止等を行う場合であって、検査期限内に検査を実施することができないときは、受注者に完成又は完了の通知を取り下げさせた上で工事等の一時中止等を行うこと。
- 3 工事及び業務に係る検査、打合せ等の対応については、対面の検査、打合せ等を実施する場合には、あらかじめ受注者に対し最小限の人数で実施するよう働きかけるとともに、広い部屋での実施やマスク着用を推奨する等、感染予防の対策を徹底すること。また、対面の検査を行った場合には、検査に出席した受発注者双方の全員の氏名を検査メモ等に記載し確実に記録を残しておくこと。

（担当）

県土総務課建設業・入札制度室 中島  
電 話：0857-26-7454  
ファクシミリ：0857-26-8190  
技術企画課技術調査担当 椎木  
電 話：0857-26-7410  
ファクシミリ：0857-26-8189